

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。

・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和 7 年 3 月 1 日より下記のとおり診療報酬を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどお願いいたします。

医療情報取得加算

【初診時】 1 点

【再診時】（3 カ月に 1 回に限り） 1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

医療 DX 推進体制整備加算

【初診時】（月 1 回） 8 点